

令和3年度住宅に係る統合的な情報インフラ整備事業の募集についての公示

令和3年6月30日

国土交通省住宅局長 和田 信貴

令和3年度住宅に係る統合的な情報インフラ整備事業を行う民間事業者等の募集について公示する。

I. 事業の概要

1. 事業名

住宅に係る統合的な情報インフラ事業

2. 事業の目的

本事業は、住宅瑕疵情報、履歴情報等住宅に係る情報を収集・分析するためのデータベース構築を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、既存住宅の質の向上や瑕疵の発生防止等を図ることを目的とする。

3. 事業内容

民間事業者等が保有する住宅瑕疵情報や履歴情報等住宅に係る情報を活用して、既存住宅の質の向上、瑕疵の発生防止等に資する統合的な情報インフラの整備を行うもの。

4. 事業実施期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

令和3年8月上旬 ～ 令和4年3月下旬

II. 要件

1. 公募対象事業者の要件

次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす者であること。

(1) 住宅瑕疵情報、住宅履歴情報等を取り扱う民間事業者等であること。

※応募者の各構成員が事業の一部を分担して実施することにより、二以上の構成員により事業を行うことが可能。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

(3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。

(4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

(7) 暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。

2. 公募対象事業の要件

次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす者であること。

- (1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 補助期間終了後も継続的に実施できる見込みがあること。
- (3) 個人情報保護等、事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底するとともに、情報セキュリティが確保されたシステムとすること。
- (4) 事業の実施にあたっては、公平性及び中立性を確保すること。
- (5) システムの取扱い対象とする住宅瑕疵情報、履歴情報等の件数が、概ね1万件以上であること。
- (6) 住宅履歴情報の情報項目について、利用者が利用しやすいよう、その標準化・共通化が図られるとともに、保有する住宅履歴情報について、既存住宅流通時における当該住宅履歴情報の活用を容易なものとするため、その所在について、一元的に問合せ対応可能なものとする。
- (7) 住宅瑕疵情報等を基に、既存住宅の質の向上及び住宅瑕疵の発生防止に資する分析を実施し、消費者や住宅事業者等に情報提供等を行うものであること。

Ⅲ. 補助金の額

(1) 補助額

補助率は定額とする。なお、令和3年度予算は100,000千円であり、事業者の提案状況や提案書の審査等を踏まえて、採択上限額を決定するものとする。

(2) 補助対象経費

- ① 住宅瑕疵情報・履歴情報等住宅に係る情報の収集及び分析方法の検討に要する経費
- ② 住宅瑕疵情報・履歴情報等住宅に係る情報の作成支援に要する経費
- ③ 住宅瑕疵情報・履歴情報等住宅に係る情報インフラの構築に要する経費

Ⅳ. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、事業の必要性、実現可能性、継続性について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

Ⅴ. 提案書の作成及び提出等

1. 応募方法

(1) 募集期間等

説明書交付開始：令和3年6月30日（水）

提出書類の受付期間：令和3年6月30日（水）～令和3年7月16日（金）17時 **必着**

採択結果の通知：令和3年7月下旬（予定）

(2) 提出方法

必要な書類を「2. 問合せ及び提出先」まで郵送、持参又は電子メールにて提出すること。

郵送の場合、応募者に対して提出書類を受け取った旨の連絡は行わない。よって、応募者自身で配達状況を確認できる方法（配達記録郵便等）で送付すること。（提出期限必着）郵送時は、表面に必ず「情報インフラ整備事業担当」及び「応募書類在中」と記入すること。

2. 問合せ及び提出先

本事業に関する質問は、文書（様式自由）により行うものとし、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問の受付期間：令和3年6月30日（水）～令和3年7月16日（金）17時まで

住	所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室
電 話 番 号	：03-5253-8111（内線）39-448, 39-446, 39-439
F A X	：03-5253-1629
メールアドレス	：morita-y2qp@mlit.go.jp, tsujimoto-t2tc@mlit.go.jp, kinoshita-t2kt@mlit.go.jp
受 付 時 間	：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時30分～18時
担 当	：森田、辻本、木下

3. その他

- ① 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 関連情報（本事業の応募にあたっての説明書の入手等）のための照会窓口は「3. 問合せ及び提出先」に同じ。
- ③ 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、申込者に対して補助事業者の取消を行うことがある。
- ⑤ 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- ⑥ 詳細は募集要領による。

以上